

各事業主 様

岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室長

## 平成 28 年度事業復興型雇用創出助成金の変更申請等について

このことについて、助成対象労働者に変更があった場合（勤務状況の変更、助成対象労働者の離職、補充、産前・産後及び育児休業等からの復職など 8 号様式に変更がある場合）には、その都度、変更申請手続を必要としており、変更申請を適時に行っていない場合には助成金を減額し、既に助成金を受給している場合には助成金の返還を求めることがあります。

つきましては、変更の都度、変更申請を行うよう改めて通知するとともに、平成 28 年度の申請期限を下記のとおりとしますので、必ず期限内に変更申請手続されるようお知らせします。

なお、別途「平成 28 年度分助成金支払手続について（終了事業所）」が送付されている事業所につきましても、変更があるときは変更手続を行ったうえで実績報告書を提出願います（変更がないときは別途御案内の実績報告書を提出願います。）。

### 記

#### 1 変更申請の締切日について

変更の事由が発生した都度、申請をしていただく必要がありますが、助成金の支払いを迅速に行うことや減額（詳細は別紙を御参照ください）等の発生を防止するため、変更申請の申請期限を、変更事由が生じた日に応じて 2 回設けます。

それぞれの期限後の提出は受け付けませんので、必ず申請期限までに書類を提出してください。

#### 申請期限

- ① 平成 29 年 1 月 15 日までに生じる変更申請  
【申請期限】 平成 29 年 1 月 31 日（火）（消印有効）
- ② 平成 29 年 1 月 16 日から 3 月 31 日までに生じる変更申請  
【申請期限】 平成 29 年 3 月 31 日（金）（消印有効）

#### 2 書類送付先・お問い合わせ先

変更申請に必要な書類については、岩手県又は岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センターのホームページを御参照いただくか、下記までお問い合わせください。

〒020-0021 盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 3 階  
岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター  
(電話) 019-601-5263 (受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～16:30)

県 HP : <http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/koyou/046922.html>  
助成金事務センター HP : <https://www.pasona.co.jp/pr/iwate/jfk/about.html>